

高齢者虐待防止に関する指針

大信産業株式会社

第1章 総則

第1条 目的

この指針は、大信産業株式会社が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるような支援することを目的とする。

第2条 対象とする虐待

この指針において「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対して行う、次の各号の行為をいう。

① 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与えるまたはそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

② 介護・世話の放棄:ネグレクト

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③ 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

④ 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

第3条 虐待に対する基本方針

職員は、利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない。

第2章 虐待対応体制

第4条 虐待防止に係る検討委員会の設置

虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

- 2 委員会の委員長は本部統括部長が務める。
- 3 委員会の委員は、管理者、介護支援専門員、看護師、介護職員とする。
- 4 委員会は、年2回以上、身体拘束適正化検討委員会と併せて、委員長の招集により開催する。
- 5 委員会の審議事項は次の通りとする。
 - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
 - ③ 従業員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること。
 - ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること。
 - ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること。
 - ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること。

第5条 虐待防止責任者

指針による虐待の責任主体を明確にするため、虐待防止責任者を設置する。

- 2 虐待防止責任者は、事業所の管理者があたるものとする。

第6条 虐待防止責任者の職務

虐待防止責任者の職務は次のとおりとする。

- ① 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
- ② 解決のための当事職員との話し合い
- ③ 利用者(家族含む)及び通報者への結果報告
- ④ 横浜市への報告

第7条 虐待受付担当者

利用者等が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付担当者を設置する

- 2 虐待受付担当者はケアマネジャーとする。
- 3 虐待受付担当者の不在時は、虐待受付担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする。
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待受付担当者にその内容を報告しなければならない。

第8条 虐待受付担当者の職務

虐待受付担当者の職務は次のとおりとする。

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録
- ③ 虐待防止責任者への記録を用いた報告

第3章 虐待防止対応及び解決

第9条 虐待対応の周知

虐待防止責任者は、会社内通達、或いは、施設内への掲示等により、必要に応じて虐待対応について周知を図らなければならない。

第10条 虐待通報及び発見

利用者本人、またはその家族、職員等からの通報がある時は本指針に基づき適切に対応しなければならない。

- 2 職員は、虐待を発見した際は、虐待受付担当者に通報しなければならない。

第11条 虐待通報の受付

虐待の通報は、様式によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができるものとする。

- 2 虐待受付担当者は利用者等から虐待通報を受け付けた際に苦情内容や経過を記載した「記録書」を作成し、その内容を虐待通報者に確認するものとする。なお、通報者名の記載については、通報者本人の同意を必要とする。

第12条 虐待の報告・確認

虐待受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者に報告する。

- 2 虐待防止責任者は、利用者への虐待が認められた場合は横浜市に報告する。
- 3 横浜市から指示があった場合は、その指示にしたがって処理を行う。

第13条 虐待解決に向けた協議

虐待防止責任者は、虐待通報の内容を正確に理解するため、虐待通報者及び当該利用者から通報内容を詳細に聞き取るものとする。

- 2 虐待防止責任者は、当事職員と解決に向けた話し合いを行う。
- 3 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から7日以内に行わな

ればならないものとする。

- 4 虐待受付担当者及び虐待防止責任者は、速やかに本部統括部長に報告し、助言を受けるものとする。

第14条 虐待解決に向けた記録・結果報告

虐待防止責任者は、当事職員との話し合いの結果や改善を約束した事項について「報告書」に記録するものとする。

- 2 虐待防止責任者は、当事職員との話し合いの結果や改善を約束した事項について、利用者及びその家族、虐待通報者に対して報告をする。
- 3 虐待防止責任者は、利用者及びその家族が満足する解決が図られなかった場合には、横浜市の苦情相談窓口を紹介するものとする。

第15条 虐待防止のための職員等研修

虐待防止責任者は、虐待防止啓発のための職員研修を定期的に行う必要がある。

第16条 成年後見制度の利用支援

虐待防止責任者は、高齢者の人権等の権利擁護のため、社会福祉協議会、市の関係窓口を案内する等の支援を行うこととする。

第17条 利用者等による指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室に備え付けることとする。また、当社ホームページにも公開する。

附則

この指針は、令和5年3月1日から施行する